都市國家の成立

## 第三百十三號 第第

市図家の成立

都

山內得立

構成せられ、 家としてその特色を發揮したのは後に明かにせらるゝであらう如く、ギリシアのそれとは著しく異つたものに於てで civitas れる場所を、 ある。ローマではそれは なし、ギリシアの文化も思想もこれを土盛とすることなしには理解し得られないところのものを形づくつてゐるので 6 都市 れた。そしてそれはギリシアの國家をして他の諸國家から、または近代の國家形態から區別せしむる所以のものを 國家とはいふまでもなく都市にして國家なるものを、 であるが、さうしてローマの都市もその起 從つて文字通りに それを指いて外には求め得られぬものをいふのである。 urbs とよばれた、がしかしそれはとの意味の人間の協同體をよりもかくの如き協同 都市そのものを意味してゐたやうである。 源に於てはギリシアのそれと類似したものであるが、 都市が卽ち國家であり、 ギリシアに於てそれはポリス(πôlis)と名づけ ポ リスに近い 國家の概念が都市を中軸として 意味をもつた Ъ のは Ħ 1 むしろ 7 0 行は が関

\$2 あ た 0 カ> を 都 研 究 त्री しな 國 家 H 0 性格を理解するために我 ħι ば な 6 ぬ 々は先づそれがギリシアに於て如何に成立し、 そこに於て何 が意味せ

ひの ζ 者の 娷 半 うと企てたのも、 に於て た。 こ タレ 10 Œ D) しすぎな ij 13 によつて互に交通することも出來なかつた。 しく住はれなかつた。人々は移動的であり人口が過剰になれば彼等は容易に家を見すてた、 都 危險 それ 原因と 蓋し戰爭とか革命とかによつて他國を追はれた人々はアテナイに避難所を求めたからでもあらう」(Thucydides らの害惡から觅れ、長くもとの住民を引きとゞめることができた、さうして後には移住民によつて人口が增加し Ħ 市 も例へ ポ アの原始時代の生活であつたであらうと ころのものを 描いてゐる。「ヘラスとよばれる國は古き時代には規 Ø これ 10 成 ら ヌ つた、 なりまた外部からの侵略にさらされてゐたからである。 ネソス さらされ かゞ 立につい 6 ばアエ 集つて村落(κώμη)をなし都市をつくるのである。 は ŀ それがかくの如く城砦なく統一なく依然として部落的生活をなしてゐた(κατὰ κώμας ἀτειίιστους) の大部分は絶えず住民を變えた、 彼等は富を蓄積することもなく土地に農耕をもしな п ጉ 7 て ã 先づ第 ij る 戰爭以 70 アに於て見出される生活でもあつた。 から 一に考へられるのは所謂自然的なる發生である。 前の古き時代の生活であるが、 である。 富め る地 或る部族 方 土地 例 が肥沃であることは個 は土地を耕したが、 ^ ば 'n アテナイの將 テッ キュ ッ アッ 牛 サ デ ij か 4 テイカの土地 つた、 デ ア デス自らの イデ ٤ 軍デモ か たゞそれは生活の維持に足るだ なぜな そこには個々の人間 人の力を増 スもその歴史の初めに、 ボ ステ 工 時 ら城 代 は瘠せて貧しか 才 ネ テ (紀元前四六〇—— 壁をもた ス イアとか Ļ が ラ それ そとには商業はなく海 ュ ŀ が ァ ぬ彼等は常に があり、 つた IJ 逆 ル それ アを攻略しよ VC カ か 種 デ けの 家族 ィ 四〇〇) 决 が恐らく 却つて な ァ を除 侵略 Ь かゞ る 爭 あ 律 0

的 S, ガ ま 0 П ル る 70 IJ タそれ 政策 んめで 時 たはそれに先立つ協同體を意味してゐたことだけ 語 1 アの civitates 代に於ても尚存續してゐた かゞ 7 何を意味 上彼等 あつ K 自 た カ> らさへそれ くの と傳 Ď HH し如何なる區別をもつてゐたかを明 ય 如 10 の小區として尙用ゐてゐたと傳へられ V き自 6 \_\_ ふ語と共に小村落をあら が ń つ I然的 海岸から遠くはなれた位置に 0 る。 都 ~ 生活をあらはすに īij ことは п (Megalopolis) ポヌネス半島に於ては 明 かっ であら な が建設せ ず vicus に用 は明かである。 かにしないのであるがそれらが共に civitas よりも いあつた ٤ る られ アル てゐる。 vicus 5 Pagus ルく 礼 ために るまでは殆 カディア人は、 7 る るのを 見てもとのやうな自然的 pagus といふ語は早く忘られた 都市としての ふこつの語 ع V んどかくの エパ ふ語は長く後代まで使用 ミノンダス 發達は があつた。 如 き部落生活 谌 しく によつてスパ さうして 遅れ 10 な かこ 11 る協 たとい じて 力 世 小 我 ェ 6 同體 な ₩-Ą る ル は る村落を は Ŋ N これ は之を į. が th 胚 スパ る。 對す 史

生れ られ、 な 生 ょ うに第一に血総であり第二に土地でありさらに運命とい 3 n つて家族を形作り運命 のでは こ る る ので 前 ح K 0 ある。 な 國 1 く部 の民 加 地 が き自然的生活の原理 家族 あり家り として生きることは 族に於て氏 かこ あつ 族 によつて協同生活をなすべく定められて かゞ 族が て氏族 あり 國 **配分せられるのである。** から 的 0 ある 有 我 なるものが何であつたかを見ると、 つ 24 のでは 10 の意志に拘らず ことを意味す なく氏族 はるべき或ものであつた。 部族が統 る。 定め に於て家族 6 個 机 ゐ 人 たる運 一して民族 かぶ る。 が続一 あつ 我 て家族 えが 命 それは多くの人々によつても論ぜられ 관 7 3 ある。 が作られ との土地 が 12 ある 人々は一定の上 る 0 さうし で に生 る 0) ので ある。 で てとの は ħι K な 此 なく、 く家族 の家族 氏 地 族 ととは が K 民族に於て部 集 K 住 10 於 ľ み同 つって 郎 7 0 KC 7 部 個 我 ï 族を るや 人が 育 л'n. ħ 0 7 10

族 が成立し得るのである。 さうして凡てこれらの消息を語るものが運命であるに外ならなかつた。

7 Ш 定 で ッ MI 「戸棚の仲間」と名づけられ、 ユ で かゞ 多くの家族が集り、 は人間の日常の要求を充すために自然によつて 建てられた幽結である、そして その メンバーは ふるところによれば 五十人の兄弟と 十二人の姉妹とが それぞれ配遇者と共に プリアムの家に同居してゐたといふo である ある」 上に Ø ある。 はポリスとアスツユとは全く同意義に用ゐられアクロポリスは特殊なる地域例へば神の宮居として特に截別せられ \_\_\_\_ の場所に定住するに到つてポリスに住み、 生じる。 範圍 との VI. 245, XXIV. 495)。 土地については彼等が未だ遊牧の民であつた限りポリスをもたぬことは勿論であるが かし自然的生活 あるに反し二代以下の王蕗が外廓の低地に見出されることなどもこの一つの證據となるであらう。 が擴大されることもに、その重要性はポリスのそれを凌駕するに到つた。ギリシアに於て初代の帝王の墓が かゞ 彼等は凡て同胞 のみならず彼等は同じ屋根の下にすみ、 村落の最も自然的 别 水 IJ は 郎 ス K は 水 ブ この團體が單なる日常の必要品以上の或ものを要求するに到つたときそこに初めて村落(κóμη) はアリストテレスが記するやうに メンロ ク п (kaofyvyroc) であつた。 さうして その數は かなりに スに於ても殊にオデュ 水 リスとして多くは上層の人々によつて住まはれる高地を意味した。 な形態は同じ乳を吸つた(ôμογάλακτες)子供等や孫達からなるところの家族 ク レ タのエピメニデス によつて「食卓の伴侶」とよばれたところの ものである。 しかし アスツユ(ǎoru)に於て暮すやうになつた。 ツセイアに於て見失はれてゐる。 同じ煙を吸ひ(ὁμοκαπνοι)同一の釜の飯を食ふ人々 (ὁμγσίπυοι) (Pol. I. 2. 1252 b) 尚次の如くであつたであらう。「家族と 多き 大家族に及び、 農業や商業の發達につれ アスツユ は一般 カロンダヌによつて L か ホ しポ 人民 ゞ 後代に到 ・リス 1 の てアスッ の住む下 とアス ス への傳 = ı

襉

國家の成立

たる場所を意味するやうになつたのである。

洛 别 種 ア 立 る かこ 70 は TIT 0 形 完成 の自 族 間 0 態 9 るもので な 관 10 國家として か 以 もの 6 涸 け にまで擴大してもそれによつて必ずしも都市國家が可能であるのではなく、 國 7 した <u>J-</u> 7, ヹ ń 然的 . 家形態として他に見出され難き特色をそれに與へるものは果して何であるかが は 世 机 あ 10 は んばなら 7 6 ただ都市の自然的なる發生を見ることによつては答へ得られないものであらう。 都 \$2 ギ ある 一發生 n 15 ij な IJ TI が 得るも けれ さうで ス 0 成立する V シ ห้อ ŀ はい 前 は アに於け ばなら V 却 テ 階 ね 都市 って のでな ある ふア v くらそれを擴大して 段 ば Ō ス で な 一國家は 46 あ らね 點 á IJ γŽ r は 人に け よつて唱道せられた、 るの 别 に於て ス 都 ポ 礼 種 ŀ であらう。 īĪī 先立 にばなら 入間 み テ リスとは 0 0 特に 自 v でなく、 原理によつてゞ つ全體 ス 然 の單にそれに於て生きるものでなく、 ফু 0 半 的 一一一般生で 有名な語 たゞウルブスではなくそれに於てまたはそれによつて人間の統 も都市國家の概 殊にそれを都市 ij それ 的なる 都 シ ァ त्ता は IC ありそれ Ø 人間の生きることと善く生きることの ものに たど 成 限 (Pol. あるといはねばならぬ。 江 6 個 の後 礼 が よつてのみ 人の集合ではなく、 念には達し 國家として た 1253 a) もとの意味に於て生か との Ъ 10 も尚存在し得 0 立場 で な 得ねで 可 成立せし Ś から見らる 能 なので 何 それによつてよく生きんが爲 あらう。 AL たことは 自然的 より多くの個 酌 Ø ある。 國 Ž るととろ 都市が單なる都市としてどなく、 限り に於ても見出さる なる 我 旣 國 問 75 極めて自然 K 協同體で 家とは さるべ 原 は 我 はれ 0 理 とこにプ 家族が氏族に發展し氏族 4 人によつてより多く ス 的 0 Ō ねばなら きで 本質上家族 な 知るととろであ は あるところの 何 る 的である ラ あるであらう。 品 で ムところの ห่อ 别 ŀ あ に構造 を  $\nu$ る さう 明 ĸ 中 的なる生 か が、 個 碓 ょ 人に って 可 业 に意 半 原 同 られ 能 始 時に IJ 都 先 部 個 な 活 配 かこ シ 的

る集團形 から あつて、 態 かゞ または 創 造 せら 個人が集まることによつて國家が生するのではなく、國家によつて個人が集められ、そこに特殊 ĴΙ るのである。 ポ IJ ス は たゞ人間の集合ではなく、 同 時 に國家の理念を表現したもの で なけれ な

敎 5 我 n 7 批 别 すること ば 全く異つた 的 る 0 成難する のみ Ts 要素を敷 敎はたゞ生きることのみではなく、 によつてのみ單に人間の集合體としてゞなく、 な から してその原理を宗教に求めようとした ととによつて漸次的に成立するものでなく、 Zŧ たと Ø 6 る 問 な によつてゞ В の協同體を構造する一つの要素であるよりもむしろこれを成立せしむべき原理 (數量 Ō !題であるべきである。 Ø .s. ~ で ものであらう。 がゞ よつていあるとい 宗敎 都市 ある にある きことを主張 が、 は 0 かご なく、 3 に非ずして原理 國 我 家として 10 見出 ķ 都市の自然的發生の要素としては勿論之らを數へることはより完いが都市を國家として成 は むしろ宗教は は され するが(W. むしろこの ある フステル、ド、 机 得 ねばなら る 的なるものに 0 よく生くべきことの原理であつたのである。 か は それ 否 點に彼れ たゞその第四の要素としてその前 Fowler: The City-State 30-33) (Fustel de Coulanges: La cité autique. chap. IV.)° ø, か は かゞ 却つて一時に、或は一日の中にさへ成立するものであることを論じさ 問 クーラ 7c ただ人間 一つの國家として成立し得ると彼によつて考へられた。 題 ∠ 7, の特異なる把捉の仕方を見なければならぬと思ふ。 あるべきことが彼によつて鋭く認められたのである。 で あり、 の原理がギリシアに於て ンジはその名著 の集合としてゞ 多くの 人之 「古代都市」に於て都市が入間と家とを增大す は はなく、 に他 彼が ح の意味 の種 都 如何に 國 TI 家が 々な フアウラー 0 起 しあらは 的なる事質であった。 の宗教は それ る要素を 源を專ら宗敎 れそれ 自 は都市 らの 力 1 部落と都市 が 理 ラ 宗教は の生成 何で ン Щ ic 山 求め ジ جر た をそこ あつ Ø 土や 彼にとつて 7, が 都 彼 ح た たゞ宗 との 力 TI ĸ た K ととを Ø 2發揮 ટ など とつ 原 は カゝ そ かご は 理 配

都市國家

の成立

の特異なる研究の意義を認めねばならぬのではないかと思ふ。 紀 0 立 せし Ō 研 自 究 )むる原理はフアウラーによつては却つて明かにせられてゐないといはねばならぬ。 由 かゞ 主流を支配 都市 p. 5) の全能性と した原理を古代ギリシアに適用するアナ しかし 個人の自由性との絕對的なるアンチノミー 我 々から見れば却つてこの點にクー 'n П = ラン ズ から ムにすぎぬことを論難して ジ Ø 把握してゐることを批難 單なる 管證主義的社會學者でないところ またグ ロッ る る から ッ は 70 z n 1 は -|-ラ 九 ン ジ 世

\_

それ 語で n つて住むことであり狭義には夫婦の同棲を意味してゐる。 或 人々が同居することではないそれによつて單に人間の 人間を以上の如き自然的狀態からして 都市生活にまで 齎するのは何であるか。それは συνοικισμός であるといは 自然的 あつ ものを成しとげるところにあるといはねばならない。 に接け合ふ人々が を充すべく互に要求せら しかし た。 生活から都市また國家生活にまで飛躍せ プラ sunoikia とは何であらうか。 ŀ ン はポ 一つの リティア(三六九、G)に於て次の如く云つてゐる。 れるのであるから、 sunoikia に於てすむときに我々はそれを 國家とよぶ」。シ 語の意味からいへばそれはたゞ共に住むことであり人間が孤獨でなく集 或人を或目的に他の人を他の目的の しむるも 集團を作ることは 即ち共にすむことはたゞ生きるのでは しかしそれはギリシアの文化史上一つの特殊な意味を擔 Ō はたゞ共に住むことにでは 村落的生活に 於ても 一我 マは ために援助せしめ 多くの缺乏をもち多くの ユンオイキアは なく、 共に住 可能であつたであら なく善く生きること 查 る。 それ故る ととに カン ζ よっ 10 Ó 2: は た 如 ځ

は

勿論で

あるであらう。

ことである<sup>o</sup> ことさへもそれを措いて外には を目的とする、 人間 さうして人間にとつてよく生きることは共に住むことによつて可能であるばかりでなく、 は既にその 存在 可能 の故に では シ な 그 カ> 0 ン た。 才 イ 人間 キアを求める。 は狐 獨であることが 人間がその行動 出來 な 0 V, ために之を求めざるを得ぬ 人間 かゞ 生きる 0 は た 共 穴に生きる 7. 生きる

る都市 脫 IJ ては後に詳 、的なるものに限つて用ゐられてゐることを注意して置きたいと思ふ。 して共同 シ シ ے۔ 成立 末 朔 7 Ockumenc.)° の原理であつた。それは sunoikia であつて單なる oekumone ではなかつた。 的 イ 論するつもりであるが、 か なる生 キアは以上の意味に於て一般に人間の社會的存在の原理であるのみでなく、それは特にギリシアに於け 5 Ħ 1 活 ~ をへて中世紀 に入ることを意味するが、 しかるにギリシ 茲にはた
いシュンオイキアが に於てあら ア Ó 國家 は 例へ は Ìι ポ な IJ ば コ ス ス ケルストによつて峻別せられたやうに で ŧ あ ポ つてコ リス ポリス成立 的 ス な協同體を意味す E 米 ŋ の原理であり、 えでは なかつた<sup>o</sup> る これらは ં 從つてそれ Kaorst: oekumene こ れ 共に人間 らの が Die 特 晶 にギリ は かこ 特に 抓 につい 獨 # シ

治體 することなく、 くであった(H. め 礼 K 分れ、 た記 念として祝はれる祭典を意味してゐる。 はまたかつてテセウスによつてアッティカの諮市が一つに集められ、 それらはそれそれ 各々自己の政務に携はり又五に助け合つてゐた。 I5)º 「ケ クロ プスや初代の諸王の時代 に政 廳と長官とをもつてゐた。 有名なるツキ か 6 テ -6 非常な重 ゥ 彼等の或ものは時として王と共に戰 ユデイデス Ź 0 支配時代に到るまで アテ 大事 の場合を除っ の記載によればアテナイの アテナイといふ一都市 くの外、 ÷ 彼等は王 3 は に出ることも 毴 が の下に 國 0 成 は 地 坎 立 方自 世 Ø あ 加 L

襉

市國家の成立

勢望大なる者に向 都 も見 4 ね 以 的 のである。 や力强く智ある王であつたからして國政を種々に改革したが就中諸地方の自治體を解消してアテナイの 合するといふことは仲々なかつた。否彼等の間には反目、 イを首府とし彼等をその市民として登録 つに統一し一つの國 前 市の民としようとした。このときまでアッティカの住民は國内に分散して生活し、 7c. K 5 祝祭してゐる」。 のであるが、しかしそれらが眞に統一して一つの都市をなすに到つたのはテセウスの時代に於てゞあつた。しか にもアッ などが ń が 例へばエレウシスの人々がエウモルピスの下でエレヒテウス人と戰つたやうに。しかしテセウスが王位に 都邑から都邑へ、種族から種族へと巡歴遊訛して綏和した。貴賎のものは喜んで彼の忠言を聴い 直ちに る 澌 次的 さうしてアテナイ人は彼の時代から今日までアテナの神に 如くである。 卽ちそれらである。 テイカには多くの自治團體があつた。マラトン にでは カ> つては、 ねての素破らしい鴻圖を質現せんと試みた、 食と市廳とを打ち立てた。 との記事はよくアテナイといふ代表的都市の成立を物語つてゐると思ふ。 なく、 テ 獨裁なく専權なき共和國と、 t 或る機合に一擧に質現せられたことはプル ゥ えがク とれらは或意味に於て五に協同し危機に際しては五に助けあひ或は信仰を同くして v した。 **夕島に於ける偉業を完成** かくして一つの都 彼等は依然としてそれそれの國土に住居してゐた 人民を主とする政治とを約し、 争闘すらも展"起る始末であつたのである。 © Tetrapolis & Oenoe & Tricorythus 彼はアッ して TI が興りそ アッ かけてこの sunoikia タル テ テ イカ全土の住民をば悉く一邑に イオカ クス n はテ K のテセウス傳(二四、三二、)に於て t 歸還し父王の沒後をうけて王位 共同 ウス テセウス の利害のためにも凡てが によつて後代に 卽ち自治體の統 即ちアテナイの VI. から たゞ戦時に於け テ t 10 Þ 住 ゥ これをテセ あ 傅 ス 民全體を一 Probalin-["] 担近 つめて はアテナ を B 成立 即く 尚 國 扎 る 家 70

う。 官衙 も彼の 的 ŋ 仰 70 が νċ た る。 ア 共通の祭典と、 は寧ろ彼の辨辭に從 隧 協同體を意味するものである。 來の土地を耕し昔なが 史質として 生じ つで されてゐる」。 ブル 0 プ を廢棄し、アテナ た しろと は貴族的生活を喜ぶ比較的上流の住民であるにすぎなかつたであらう、 ル はれる祭典を與した。それはこの 總司令官たり Ŋ Þ る。 日昇天の勢望を供 ル 0 クス の都市を中心とする國家 は果してさうであつ で テ 力 獻儀とを制定した。 ス は -1: も全国 ゥ K な 平時 I Z, < ئة. تا 我人 イの山の手に當る場所に一つの共同なる政廳と議堂とを造営し全國にアテナイの名を興 'n 13 にばアッ らの信仰を保持しながら、 ĸ テ か 如かずとなしてこれに登同した。 に於ける法權の擁護者たる地 は アテナイとい セ λĻ く説きかく勸めて、 とれらの記載によつてアテナイの都 ウスとい テ 或 た ィ さうして我々のとゝに繰返して注意すべきことは、 は この祭典はパンアテナイアの祭とよばれるのである。 か否か カ 彼の勇猛果断を豫ねて明 ふ英雄 の名であつ 0 各 ふ名を與へたと言つてゐるのを見てもアテナイと sunoikia は疑はしい、 地 K の意志によって 散 彼等の一部をその提案に左袒 た。 在 を配ふ祭典であつて、今でもヘカトンビーオンの月の十六 しかもアテナイの せる諸邑 水 位を持つのみ ŋ むしろケクロブスの岩を中心とするアテナイ 、スとは そこでテセウ が V き及んでゐたの 即時 は तीं との 7, が にアテ \_\_\_ で自餘の萬機は悉く平等に彼等に分つべしと誓つ 各地 躯に 如く單 市民として スは各地 に散在せる都邑の ナ 創作 イ なる都市をで で、 せしむることが出來た 普通の農民は依然として各地 Ó せら 武力に 都 にあっ 登録せられた 者が 市 九 に併 米 70 リス た個 Ъ よつて屈 は テセウスはまた別 な 合せしめら 0 の成 擴大によつて くと 一つの であ オの 立が る 服 れを中心 政應議堂を、 都 ととを 世 多か の都 自然的なる部落 市 n め 然らざるもの 0) たやう 名で とす つたであら क्त 知 自然發生 K VC る にメテ れるよ る國 であ Ō 日 ま であ を K 孰 L L 的 は i)

都

Th

一関家の

果して傳說的 Ø 増大によつてではなく、 なるテセウスであつたか否かは別問題として――[釋想せられ賢現せられたといふことでなければ また住民 の總意によつてでもなく、 却つて 强大なる或る 個 人の 意志によつて ż ならな れが

Vo

多くの 易 であらう。 デ 礼 は そ イイア 不便があ ż よつて、 こには言ふまでもなく種 K 礼 尤 シ れらは小山に圍まれ、 が興つたといふことであるが、他の諮都市例へばアルカデイアのテゲアやマンテイネアに於ては地勢の Щ ĸ \_\_ 4 تالأ ij と谷とによつて隔 此 ン 種々異り得たであらう。 それ つた。 またギリシア人は、ローマの人々が質際的であり共同生活の利益を認識することに於て敏であつたに反し、 して廣 シアに オ 华 6 机 ľ イ 於て Ö 卡 てゐる。 成域であ 地 この點にギリシアの都市 於ける諸都 ス 方に安住 E は ポ ス アルゴ が ij る 南北に延びた細長く狭い平野の雨端に位してゐた――早くからシ 行 ス が てられ、 々なる異つた形式があり或は地方によつて或は住民の氣質に從つて、 な 0 īlī L れ得 様 成 同 ス がこ 77. Ъ ス 榇 凡て例外 なか なる個 複雑なる海岸線によつて區分せられてゐるところからして簡單なる移 M と共に住民の移 なる地勢に於 ストラボ 方にテイリンスとミケイネとをもつて南北に延びた平野の中 つた理 性的 なくこの如き手續きによつて成立したと考ふことは早計であ がローマの建國の如く容易に集中的になり得なかつた一つ によればエリス 由 一

配別を失

は

な

人民

で

あ

つ

た

と

い

は

れ

て

ゐ

る

。 の一つであつたであらう。 てあり、 住 が Þ が 米 7 ŋ (Elis)の市はペルシア戦争後になつて初めて 行 スの成立も恐らくは同 はれ た二三の例であるが、 ギリ シ ア 様 に於ける多くの都 な る手紋 これもギリシ \_ L か ン しギリ 或はその場 きをも 才 KC イ の理 丰 あ तीर シ うた Ö ス るであ ァ 肘 ァ モ は て ア 關 に於て容 合の情勢 から は ス 9 テナイ あった は 地 0 から 係 勢上 と 思 行 上 ル カ は

然的 ス 6 紀 る。 パ な 0 んとした。 K K 10 る そ 0) 3 あることを以て 瞋 ミノ る目的 信 成 よつて、 一つの敵 よつて構造せら 礼 去 仰に からメッ な から 立 7. メ た る ン に於てその代表的な ッ 統 M あ は ガ 生きてゐ つ しか 「國を置 または住民の自然的なる融合によつて生じたものであるよりもむしろより多く强力 セ ゐたけれど**、** ゥ 合 ス よつて構造 の 名に 1 4 サ iċ かゞ ネ スパ そこでエ しこれを彼等に説得して離散したメッセニア人を糾合することは至難であつた。 = = ļ して臆 つて त्ती カ> ァ ブ şί よつて たであらうことを通例とする。 んが 人は ル の建設は ス たものであることを物語つてゐるといは で 0 Ŋ パ 病 古き慣習と信仰とをもちつい 記載 は を威嚇するために紀元前三七〇年 119. ために、 故國を追 ミノ なる るもの ば なく人爲的 むしろ捏造せられたといはるべき場合すら見出されるのである。 エパ によ 扎 彼等をメ ン た都 メツ ミノ ダス はれてギリ 礼 を見た如く、 ば तीं ÷ ン は な メッ であつて ・ダス " 一策を案じてか ニア人をペ る せ セ シアの 0 1 1 查 對スパ 其の統 も住 卞 ネ しろ 12 0 このことは 政策的 引 飐 都 П 民 ル 戻すことに けさうしてそれ ポ ilī × 0 タ牽制政策によつたものであることは明 多くは つてメッ 10 かゞ 0 スネソスにかへ 放浪 構 過 な 頃建設せら る日 樂 反 ねばならない。 程 なからい 世 せざるを得 面 地 成 t 5 から 的 方に ń 功 をも ニア人に背をむ L はティバイ人のとは全く異つたもので 10 れた都市 散 ^ V たと他 してイトメの って ば Ø 在  $\sim$ は ばギリ な し依 色 構造 か 次の しろ徐 それはさらに時としては へ ら った 公然と であつたことは有名で 世 加 シ ゖ (き事情 \$2 が、 6 みで ア してそれ た神 る。 H \$2 0 腹 デ 都 た あり容易で イバ ァ に一つ Ъ 次 によつて īlī 例へ かこ Ö ぞ ル が 今や イ人は カ で 部 ň なる或る個 なぜ っ ある ばメ かっ デ 落 Ø である ì 彼等に好 都 で 部 は 0 スパ こと 或個 落を なら彼等は あ あ 自 市を建設 ガ゛ 12 然的 0 9 る。 Ħ カュ から た。 は × ル ポ 人 人の意識 な つ ガ Ŋ 阴 そ IJ の主體 15 こ れ 0 0 丽 る擴 か 礼 ス 興 故 光 た 侧 假 L -L で は は ŋ 翼 10 カ> 國 8 111 あ 自 的 70 工 大

都市國家の成立

0 N パ 3 ょ 統 く クと和を媾じなければならなかつたのは何故であつた つて見てもギリ ミノン 礼 一と勢力 0 る Ž ので ダスの事蹟についてゞあつた。 z 0 35 とが 構造するところである。 る。 如何 歷 シアの 妮 K は決して事物の自然的養生または生長では |或都 個 の天 市 が 子の 畤 ٤ 生存に依存して して 歴史に於け マンティネアの戰ひに於てティバ 個 人の意志によつて或目 る主體性が わ た か。 か それは を物 最も活 語るも あり 工 一般に 的 パ 停 Ø ミノ ため 0 あ た で イ人は<u></u>些倒的 6 V な あるに外 ンダス に構造せら され n た例として常に引 の戰死のためであり、 はむ たら れ な勝利を得なが しろ强力 な たもので かっ つ た たる 0 用 あることが で 個 -년-あ 5 6 人の、 ج ボ 12 ェ かこ る 才 または 竹 7 0 スパ 證せ チ は ブ

別すべ を反面 す せよ決 TH としたことは有名である。 否プラト 大して氏 國 るやうに用 都 家であるべきであつた。 Ti きことを教ふるもの からいへ してポ Ø 族とな 成 もアリス 立 る リスを形作 は てゐ Ď, ば都市國家は假令土地に於て狹く住民に於て少數であつても尚一つの都市國家であり得 そ 扎 たとい 1 氏 故 族 K テ v 6 决 0 で は ッ ス ない、 囲結に して單 たけ Ъ 2 れる(Fowler: op. cit. 丰 都市 7)> ユ そ れ しポ 九 デ よつて都市となる なる自然發生 ば 國 1 なら は都市(urbs)を形成す リスを單 デ 家の條件として見渡し得るだけの土地と數へ得るだけの市民をもつことを理想 Ź ŊΩ はポリスといふ語を多くの場合村落と都市図 なる都市から都市國家にまで移らしむるところのもの ポ 的 ŋ 0 j Ŏ ス もので とは都 で 19)がそれ 11 な は ź 11 あ V かも で 0 Ð あ は 得 ح るが 'n L むしろこの雨者をふくむが な 5 6 V ช่ว 0 L が それ か 擴大と增 都 川川 市國家(polis)を形造 は個 なる自然的 殖と 人が 家との中 から 躯 如 合して家族と 都 何 TI 故にそれ ic 폠 大 で は にあるも L な は は る ts 範 何である らをそこに るので L なり な 阆 [1] 0 家 K を意 汲 胩 族 る。 ح 小 仁 ž, かご 都 阴 R K 摭

=

等の名 る ス でなくして家族であり就中ゲノス叉はゲンスである。ではゲンスまたはゲネーとよばるゝものは ス(Dithyr:umbus) は二つの戶 (ovac-ovpac)をもつものの 生の讚歌であつたと解せられる。 ることによつて初め あつて家族が 成立するものでないことと關聯して第二に注意すべき事項であるといはねばならぬ。 同體であつた。このことは「二」にのべた都市が個人から家族に、家族から氏族に乃至は種族に擴大することによつ またはゲンス 要素はもとより (Butos)の一族であることを示してゐる。これらは單に名の類似にすぎぬとも 10 ものである との 血緣によつて 皮は に出 問 题 あ 母: に答へるために、 ふべで j) の胎内か あるのでは (gens)と名づけらるるものでおるといふことである。 人間であり市民であるが、 ポ つ あ たが **からう、** エニ戦争の時代のロ É 5 れてゐる。 なく、 個の人間としての存在が認められ さうして<br />
とれ 二たびは社會の一員として元服することによつて。 或 却つて個人は家族の中に生れるのである。 はその前 クラウ らは ーマ史をよむ人は に都市 ŕ それは決して單なる個 イイウ 所謂 の成立について尚一つの考察を重ねて置かう。 ス Claudins とはクラウヅス るのである。 Claudius Pulcher, 家の人々であることを知るであらう。 人ではなく、 の子孫であり、 都市の單位は一人の 人間 少くとも個 は二たび生れ デ 却つて家族であり、 Claudius 考へられるがしかしそれがさらでな イ オ ブタダイ = 自然の順序からいつて 人は家族また ソ るも 人間でなく、 Nero, 人間 ス (Butadae) それ の讃歌ディテ Ŏ 如何なる構造を有す の社会的單位 であると Claudius Centho 氏族で これ は部族 は都市 旣 6 あり 0) V に を構 0 1 も個 人 は 1 1 は個 ラ ム フ Zŧ 机 ic 個 成する は 生 炗 の協 る 1 第 7 テ 渕 北 から ス ブ

る單位

内

このが

ノス

であつて決して單なる個人ではなかつた。個人はい

つても多くの分家に分れてゐても

依然として

一つの家族であることが

知ら

るのである。

さうして

ポ

リス

を

成す

それ

が

即一の直

はゞこのゲ λĺ

´ ノ ス

の中に埋没せられてそれを通

とれ

らの事質からして我々はゲンスが單に家族の聯合ではなくむしろ家族そのものであり、

孰 世紀程つづき かご 在 か> またはゲノスの名が ゲノスの名であり、 即ち agnomen つてゐた。それが三つの支家に分れたのは 第一ポエニ戰爭の頃に於てゞあつたと 傳へられる。その中 Puloliri は二 あ あ V あつ かゞ 9 ことはコルネリアの一族に Scipios や Lentuli や な 如 が 70 とい 何 眞 п このことはギリシアに於ても同様であつた。例へば McArcádης Kcμῶνος .darcádης に於てラキアデ のであり、 K の名であらうか。 1 は 氏 礼 人は Centhos 族 0 る。 で th. . クラウデイス家は永く單一なる家族に止り Sabinus または あ 多くの場合三つの名を、 これ 示されねばならなかつた。 日常生活に於てはプロノーメンだけが呼ばれるが政治上また宗教上の公式の場合には必ず全名を K るにすぎぬ。眞の名は ス キピオの家族が 包含せられてゐるかも知られ 家は直ちに絶へ、ひとり Nero 家が皇帝の時代まで打ちつどいたといふことである。 らの事柄を見ても個人の名が如何に氏 Publius は 罪に 他の家族と 合併してコルネリウス家が 例へば Cornelius であるが、却つてそれはその人の名でなくゲンス全體 前に置か ピンダロスはゲノスの名を掲げることなしには英雄を決して讃美しな Publius Cornelius Scipio の如くもつてゐた。 机 得るであらう。 Cossi & . 7c praenomen にすぎない、Scipio 族のそれに依存する Syllaoスキピオとい 等の人々がゐたことによつても 出來上つ Regillensis ~ 5 à. かいわかるのみでなく、 倜 たの 人の もたい では 前 10 ふプロ ない 旣 附 しか K のである (Cor-=1 げ ノーメンをも ル しこれ 加 知らる」ので ネリウス家 個人の存 5 ハースは 名稱 らの中 n た名

都市國家の成立

しての ţ 7 うならば分量の相違にすぎぬこととならう。 0 この意味に於てポリスがフラトリアを 單位とすることも 理由のあることである。 大せるゲノス 品 IJ 0 な る ではなく、 ァ 分せられたことは有名である。 とプ る 彼はフラトリアを多くの家族のまたはゲノス が が 孙 ŋ ic Ź を必要とし むしろとの DV あるとい 家の単 ポリスの單位が個人にではなく却つて一つの集団 から } 一つの政治的原理によつて把握せられたときフラトリアが生すると見ることが妥當でないかと思 は軍隊の區別にすぎなかつた。 位で からして初めようとして い點に我 ふことが當面の關心事でなけれ な Vo あり それ 々の注意が向けらるべきであると思ふ。 得た は のである。 ゲノスが むしろ貴族とその使用人とからなる一 Demos クーラン ゐるやうであるが、 フラトリアに血総の基礎があるかと問ふて彼はたゞ之を否定するに止 ኑ п の結合からして生じたものと見てゐるやうであるが(第三章一節)さ ばな に變へられ、 イの戰の為に集つた全ギリシア人はフラトリ ジは 5 都市の 沟 氏族が政治的區分によつて規定せられ しかしその何故であるかを彼から學ぶことができな 成立を このゲノスに それがゲノスであるにせよフラトリ フラトリアに つの政治的集闘である。 はゲノス しかし今の 於てよりも に於け 問題は アと種 るが如く必しも血 水 メ むしろフラトリア このことにある ш アであるにせ 族 るやうに、 ス で とに從つて は フラ 擴 } Ø め

ーランジの研究もこのやうな立場に立つてゐるやうである。 如く考へられ、 5 ń 古代社 個 人は 合に於て個 何 そこには現代とは全く別種の生活と思考様式とが支配してゐたが の自由をももつてゐなかつたとと同 人が單位でなくたゞその要素にす ぎな 覛 せられ易い。 か った しかし今日に到るまで依然として數千年以前の未開時代 ことは往 そして古代は恰も全體主義の なに してそとでは個 如く論ぜらる」のが 人の存在 普通で 樂園 から で 全く没却せ ある。 あ る か 沙 0

都市國家の成立

す

るところに

あるとい

は

ね

ば

な

らな

何 K 书 和 も引用したやうにブル TI 認められずその自由性が剣変せられてゐたことを主張するものではない。この二つは別のことであつて我 0 後來高度 に止つて ij りに た人はテセウスを以て鳴矢とする、ホメロ 共和的で 國 ふ名を與へてゐ 10 國家を構成する直接なる單位がゲノス又はフラトリアであつて個人ではなかつたと言はうとするのみで 7 で 進展してきた 明 アの あり、 が かゝ ゲ 0 10 ゐる蠻族に於てさへそのことの必しも真でないことが近時の研究者、 文化 あつたことはむしろ人々の驚くところである。 政 관 彼は 治形態が常にデモ スまたはフラ 5 を發展すべ 礼 るの かを事 7c 70 22 戰 はとの點を裏書してゐるやうである。 タル 況や 質に於て示すものであり、 時に於け 、ギリ 汀 トリアであつて個人でなかつたとい き素質に恵まれ ス クラ によれ シ る T シ 國軍の總司令と平時に於ける法權 ج ばテ 1 п 1 方向をとつて進展したことは周 セウス た民族にあつては尚さらにこの 7 スの船舶名簿(Catalogue of ships)の中にも、 0 如く殆どこの意味の がアテナ 我 Žţ. の仕事も個 アリス イの ギリシアの歴史はむしろかくの如き社會に於て個性 建 ふのは、 トテレスのいふごとく民衆政治を好み自 國 にあたつて人民に約した 原初時代をもつて 人意識が の擁護者たることに 決してそれ故にポ 知 ことが真でない 如何にしてそとに開發せられ 0 事質であり、 例 へばマ っ な リノウス リス アテナイ人たど 11 ٦ か のは テ h V つた人民 に於て イラ ぜんとし は 獨裁 ね 丰 ば 1 = は なく ス な た 個 6 派 0 ので 、君権な ある。 70 人の 政 ス γģ の人 は かっ 治 を討 ぁ たい 存 ポ かゞ 눞 き共 によ が 意 前 た 蓰 IJ ٤ 都 外 13 如 10 抗 ス

み意味をもつてゐたことも事質であらう。 カコ と同 時 10 ポ ŋ ス 0 成 立 が 0 0 集國 п Ì 的 7 に於て兵役の義務は五十歳に、 なるものに 初まり、 そこに於ては アテナイで 個人はそれ は六十歳に、 に属するものとして ルタ

ば で けとることに慣らされてゐた。戰場から歸還した息子を見た母親は却つて泣き、戰死して再び歸らざる息子の母は 机 水 な スパ を割 らな ウクト しげに見え、 は終生に及んだ、 ル 0 かつた。 夕で 7 ラの戰ひに敗れ多くの将士がそとに戰死したことが報ぜられたとき、 0 は女の結髪にさへ干渉したといはれ むべきことに アテ 神に感謝すべく神殿に走つたと傳へられてゐる。 Ť 人民の イ 0 定めら 財産は國家の管理の下に置かれ、 法律は宗敬の名に於て獨身を禁し、 して冷淡なるものは公民心の缺乏者乃至は喪失者として罰せられ 水 Ξ  $\nu$ トスで る。 は 女の飲酒 п ] |\* ・スで 必要の場合には婦人は裝身の資玉類をも提供しな が嚴禁せら スパル アテナイでは政争のあるとき中立の態度をとること は男子の髯を剃ることが禁ぜられた。 夕では晩婚をさへ罰 \$Z た。 スパルタ人は之を快活なる顔つきで受 衣服 Ъ 各都 した。 市 によつて 12 깟 多くは ノリでは スパ 酒 ル タ軍 定せ H は 必 IK ば がる 6

は許

され

かつ

た。

國

家に對

たとい

より 0 چکہ ラミスに戰つたのも彼等の名に於てよりもむしろアテナイの名に於てゞあつた。デモ 已に對してであるよりもパトリアのためであるに外ならなかつた。ミル 6 ス ではない \$L が 被 ケル 高く殆ど神々 (國(Patria)はそこに人々 た -}~ ŋ フ キラを占領したとかカブリアスがナクソスに於て敵を敗つたとかいふのを聞いてむしろ堕落だと嘆いたと やうに私も 語 0 7c の或 ときテ しき或ものでさへ 人がテミスト セ IJ 3 フ ス が喜んで住 オス人として有名になつたのではない」 ŀ 力 クレ  $\nu$ あっ ス な スに語つて、「あなたは自分自身によつてどなく、 次の た。 み 如く答 人々 それに對して思慕の情をたゝへる場所である が敵 へたといふ、「とに と戦ふの も故國 ٤ 0 かくあなたが ためで チアデスやテ ブ 'n あり、 ッ 力 ハ アテナイ人として ハミス ル ステネスは人々が、 戰つていさぎよしとするのも トも云つたやうに、 アテナイに よつて有名 0 トクレス みでなく、 がこ マラ 人民 有 テ 名 ギリ イ にとつて 10 な E テ シ つ は ァ オ た

都

市國家の成

37.

は 1k 恰 7 く貴くすぐれ る 如きものとしてあるのでなく同 全體性を通し 族 個 n 各年の月が(十二)ある如く。 3 0 もの ポ Ø 人か つ たものとして存在する。 で る。 る ポ で 礼 ij っ み あ 二年 0 ŋ との ţ で ス ら で ス は は 月の な 7 成 の内の四季を真似る如くに。 は 個々のものを、瞬時的 關 成 高 個 初め לב. 立し 係が き存ん tc てであることに注意 つて 間 人で 同 Ø 勿 か る意味に於てそれが實際に營まれ 咔 生ずるのである。 ら全體 ないのである。 在 は ゐ Ħ 緬 デ に善く アリ な ることは (數) あり、 い。 ス 的 あることも幸ひに有ることも凡て 個 0 個 なる 1 それが 人の存 V 人 如く氏は三十人より成る」(断片三八五)。 との三部分がトリ テ 時に なるものを、 ふまでもないで 或ものに出發する、 は v 即ちポリ 뀬 た ス たことに 6 在もまたこの 7. O 一般的なるものに於てあり、 般者は政治するものであり個 この その部族の アテ AL ねば 生じた スとは單に個人の集團でなく、 赶 ナ 移りゆくものを越えてそこに永續するのである。 な 族 1 に風 人の 6 あらう。 ッ んが のもそれ チ 各 如く凡て Ŋ さう ユエ するものとして意味をも 國 々が三つの部 ためで 家に このとき ス しかしそれにも拘らずポリ してそれは 或は氏族圏と呼ばれた。 醬 によつて はこの一般者に負ふてゐるので はこ か あつた。 礼 般的 0) そこに投げ入れ て 分に分たれかくてすべて十二の 部分 物 B 人間の生活 ----さう 般者に負 は るやう なるもの 世 さうして氏族とい らる」ものであり、 して弦に初めて 般的なるものと個人的なるものとの 5 10 個 ふて が 讨 一ア 冬 Ĭμ られそれに支へられそ 個 を 0 物 家や K る 机 スを構成 この氏族團 テ ナ 可 る。 10 から 能 す 個 ポ 1 ある。 で ひ 政治するも ポ ぐれてそとに 0 IJ 2 ある リス Ŧ 部 部 Ó ス そし そしてとの關 んるも 族と の内 族は 0 人間よりも先きに存在 ば それ 要素を ય 部 こ個 か は Ď に三 分が 四 のと政 かい ふ の b ح は つ の意 Ť ñ そこ 一十の氏が 生じ 物 あ な 氏 10 な K は る j 一分たれ Ъ 族 係 味 幾 K Ų ま 70 0 0 せら 求 な 單 7, 10 み は た 人 しに E 於て ح 分かた 丁皮 は K 步 で ح る カゝ 有 L 6 0 な Ø 部 Ø

四

待に氣 王笏 支配 從せねばならなかつた。王の下に元老(Gorontos)からなる會合がありさらに一般人民からなる議會があつた。 權をもつことは勿論であらう。 であり、 を召集するのは王の權限に属するが會議は必しも形式的に開かれず、 は K テ 人のそれであり、それは法律をもつてゐ る人々の上に行は れその 立 カ> は 的關係が如何に ラ つものはバシレウス (Basileus) であり、 くの如き支配者についてアリストテレスは四つを敷へた。 꺠 つ か K 祖先に神をもつことが普通である。 ス 次は多くの自由民からなる議合である。 は ţ で うって ある。 ねばならず、 作 れるがその任務は限られ 6 し起りそれが何を意味する 第四はラケ 礼 たと傳 交誼を求めて他の都市を訪問すべき流務をももつてゐた。 1 庐 られ イモ ㅁ イの戰に集つた諸將はそれそれ一國の王であるが、 7 = るが つねる。 アのそれであり主として世襲的な將帥としてゞある(Pol. III. 14 1285 b)。 てゐる、 世襲的 人民が王に服從するのも第一にこの系譜の故であつた。 それにつゞくものはやゝ劣つてはゐるがやはり同じ名でよばれる元老 かを知るために第一の英雄時代を瞥見しよう。 朩 メロ 王は多くはヅエウスから生れた、 な専制政治である。 王は將帥であり裁判官であり宗教の統制者である。 ス 0 社合では王 一は英雄 大事の起るとき人民は自らアゴラーに集ること 0 三は所謂 なすべ 時代の王政である。 き仕事は多端で Aosymnete であ ヅ 戦時には射軍となり 凡てアガメムノン エウスによつて養はれたとい そこでは統治が有意的 あつ 朩 メ り、選擧せられ た。 п アガ ス的國 \_ 彼は賓客 の指揮に 絕對 メ は 家の頂上 4 こ れ ノ ン ルシ 0 統帥 に服 の接 たる 5 0 ア な

都市國家の成立

153)° ラ | ばイリオンの前にあるアカイア人の陣営にさへ設けられ、そとには神々が かといふことを ないのだ」と云つたことによつても知られるであらう。 に誓ひを立てながら欺し合ふ一定の場所を市の眞中に有つてゐるといふやうな、 10 た \$2 を常とした。 は市場と譯せらるゝには不十分であらう、 有 がゞ つてね 10 ふので、 海よりの都市に於ては波止場に近くアゴラーがありそとには多くの船舶をひかへて神殿があり、 ŀ そとにまた 壓 なものであり、 あり交易場が 時として一定の場所を定めないことすらあつたのである。 ない 出入したと傳へられる ス 丰 アゴラー ギリシア全體を指して斯様な激しい言葉を浴せたのである。 Ŋ 知らない )に於て求智者中の求智者ともいはるべき人は若い時からして先づアゴラーへ 丰 1 大體彼等はアゴラーそのものを有つてゐないのであるとへ あつた。 ے, の王スキゥ 他國 Ħ  $(\Lambda gora)$ ものであるといつたのもとの消息を語るものであらう。アゴラーは展、 ス は に發達しなかつたことは例へばキ 外國 7 ゴラ V は都市の中心であり、 ス 人がギリシアの風習に慣れんとするにはアゴラーに來往するの (Herodotus IV. 78) 10 かご ポ 存在をギリシア人の悪徳の發生地と見做 1) ゥ ź むしろアゴラーは テネスの都 小都市に於てはむしろ都市そのものと同一でさへあつた。 キ ことによつても ユロスは何れのギリシア人も市場を設けて質買を行つてゐ に來たときその衣を脱いてギリシア風に着か ے۔ П arespect の意をもち人々の集り談り、 ス それはまた定着した都市に於てのみでなく、 王が スパルタの使者に向つて 明 祭られてゐたと傳へられる かであらう。 つまり波斯人自らは市場を利用する習慣 п ۴ そんな若達を未だ

曾て

情れ したとも考へ ŀ スも傳へて ァ ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ヺ 5 行くにはどの道を行く 礼 ゐる(Herodotus ] がこ 「儂は寄り集 俗衆の市場 一番の は にギリ プラ (Lilliad, XI 官廰があり記 相逢ふところ 近道であつ 微行でアゴ ŀ たことは ア つて近 0 かこ 都 そ テ

卽

kategorioといふ語が生成したことによつても證明し得られるであらう。

たことは事質であり、 に壁した。 しかしそれが善きにせよ思きにせよ、 それを無視して彼等の文化も思惟形式も論じ得られぬことは かくの如きものがギリシアの都市生活の中心をなしてゐ Agora からして kata-agoreno

arrotes 合は比較的後代に發達したことだけは確かであるであらう。英雄時代には未だ成文の法律がなかつた。法律の原初的 意味するところからして果して特にかゝる任務をもつてゐたか否かは明かでないやうである。 兵卒であつたこともあるのである。 か は ウスを聞かしめんが為であつたことが多い。 やうである。 ときアカイア人は熱心と迅速とを以て之に應じた(I.l. II 95)。會合は人民の意思を問ふよりもむしろ命令を傳へ、 とを陳述してゐる(Od. II. 26)。これは勿論特別の場合であるが集合は必要ある場合隨時に開 プテイオスは、 しめ 彼 るものとしてフランコッ 形 にあらず 式的なるまたは公の合合も必しも一定の時處 るだけの合合を Boukn であることを主張してゐる(H. Francotte: Mélangos de droit public groc. アガメムノンはトロイへの遠征に先立ち人民の精神力を試さんがために召集を命じたことがある、 して彼の言つたことに對してゞあつたから 二十年前高貴なるオディ トなどは から 區別して特に Oaros と名づけられたといふ説がある。 このとき人々は何故にテルシテス ゆからcolua をあげ、 せ ウス これを傳へる人は必しも長官に限らずテルシテス (Thersites) の如く がらつろなる船 に開 カ> それは法律であるよりも布告であり diccrets, してゞある。 丸 70 0 で にて首途せ は ない、 人民に議論を許さず がその役に當つたかを問はなかつた、 る以來 テ v ₹ かつて集ひもなく會議もな コ ス · p. 4)° が議會を召集したときアイギュ しか たど命令を傳 ノモ たい議論 レトリ かれ ス るの が原理的であり ordonnances, \_1 ス を延 し批評する食 とは = 問 ゥ 例とした かりして 图 ري ح م スをき との 計 =

Ъ あ 7 b 由 く忘ら る。 05/11/0755 であつたであらう。 しプ 法 ぬの(Glotz; La solidalité 一律的 によるのであらう。 0 で デ 王 + あつ 1 は笏をもつて居りそれは神に 何 であるに對してプセフィスマは質用的であり、それぞれの場合に質施せらるべき命令であるといは 旭 イ 王 1 た。 かに於て表示せられたる人民の意志をあらはすものでなければ ス は神官であることをやめて單に裁判官となつてゐたのである。 ~ は慣習に基く裁判である。 それ は 語 は 源的 グ 或るとき 或場合に正 ㅁ には .,, Сlе ッはこの二つの關係を次の如く言表してゐる、 それ ψワφος (小石)から來たものであり、 la famille dans le droit criminel en Gréce. 21)° はもともとテミスの つら 前者は超自然的、 なつてゐた。 しく適當なる しかしホ 神によつて許され  $(\theta \circ \mu \circ \varsigma)$ 神秘的であり、 メ п ものを欖 それは ス時 代に 嘉約 何ら 後者は家族間 なら δίκη 威 テミステス は ある仕 それ せら な かの仕方によつて投票せら い。 が が 水 θέμις 方に於て 法 퍠 は神 斾 律の 7)> の關係をあらはす習慣 でら出 Ö 権域に 原 一來の自發的 から發生したの たもの 郁 初 告 的 받 よつて命ぜられ なるもの で 6 なる ある \$2 礼 九 40 は 70 裁断であ b とが に拡 どの むしろ ъ 0 で しか 0 理 漸 あ た で V

することも報償を求めることもしなかつた。 L ₹ た  $\equiv$ 水 から ス メ カミ П າງ 例 ス ŕ 0 0 ル 求 胩 t 婚者に對して裁断 代には公の裁判と私的なる合合との ス 13 國家の重大事とし、全人民に闘する會合であると解釋した。 をなさうとした場合を考へよ。 たゞ彼等を家庭から追放せんことを求めたのみである。 一區別 かゞ 明 瞭 10 テ 1 7  $\nu$ 7 6 = 犯 ス な は カン これを私 つ た。 テ 例 V 人的 ~ ^ = ば はオデゥ ス なる家庭争議と見ようと はこれ · らの イアに於てテ 求婚者を罰

恋であり、 といふのは普通に裁判所に於ける證人と解せられてゐる。history 或ととについてよく知れる人である。或人は 之を 裁判官の意に解してゐる はこの語 に近いがそれ (Dareste: Nouvelle études な ェ クスパ 1トの

けら ح ٧ と第三者との を棄備したものが神々であつた。その名に於て控ひが控はれる ところの 神々は /lápτυρος 又は eπchápτυρος と名づ 立つてゐる。、。ホメロス時代には。證人と仲裁者との區別が明確でなかつたことに d'histoire du droit 1902. p. 11)° れた。 ふ語は 時として或事柄に通曉 彼等は證人であるのみでなく誓約の保證者であり、 配別が 未だ明 断ではなかつたといふべきであらう。 した人を、 イドメネウスとアヤックスとの爭ひに於てアガメムノン またはそれに親しい人を意味した。 または裁判者でもあつたのである。 因するのであらう。 要するにホメロスでは裁判の當事者 は仲裁者(Yorep)として しかし LiapTUPOS さうしてこれら

加 1. b 誘 にすぎない。 なつてあらはれざるを得なかつた。 な V 9 た。 何 ス ځ ふ心造ひである。 らなかつた苦い經驗の持主であつたから。しかしこの場合でも彼が微笑をもつてといつて居るのは我々にも微笑を 水 のが .程の發展をなしとげた 0 メ Illi 時代に法律行政がホメロスに比して大に進步したとい Ħ 礼 シ ある。 ス る オド IC 裁断 ボエ 밢 ス してヘシ (σκολιῆσι δικησι) によつて人々を壓迫する輩に外 オチアの農夫には未だ弧制力ある正常なる法が知られなかつたと見るべきであらう。 シ 0 しかもこの證人が賄賂のために法を曲ぐるに及んでヘシオドスの怒は正義に對する强烈な要求と オドスはこの教訓を彼自らの兄弟から學んだ。傳によれば彼はその兄弟と遺産について爭はねば 語として「汝の兄弟について取扱ふときでさへも證人を呼べ、但し微笑を以て」(Erga. 371) オド かは疑問であらう。 スの時代に於ては アゴラーに於いて裁判をなす人は賄賂をむさほる王(gopopároc βaockipsc)であ ヘシオドス時代の法も尙依然として俥說と慣習と先例とによつてゐた これ らの區別が漸次明かとなり、 ふのが通説であるが、 なら ないと彼は痛罵した (Ergu 220)。 種々なる立法の形式もやゝ盤ふに到 しかし法の强制力とい それが國家的 ヘシオ ٤

古 代 郦 7c 7 7 7 15 れ Ħ は 1 地 とを必要とした、 なる改革が 假するであらう。 ij る [の成文法であつたといはれる。 ゐ 代表せられ カン る力をもつて人民を拘束するやうになり得 T 噩 に於て先づ初められ ン る アカ る。 アのシラクサに 10 B ブ Ø 誻 カン 法 る。 ス イア人の 6 しかもこの成文化がギリシアの本土に於てよりもむしろ殖民地に於てより早くなしとげられたことは注意 殖 0 は漸くにして成文法化せらるべ 市) Rhegium, Cyme (これは伊太利) H 行はれ 本 法 して、 地 が る農民と、 土に於てスパ 行はれ もそれぞれその立法者をもつてゐる。 п 得 之を統一す なぜならそこで 何となれ はディオクレス(Diocles)がそれぞれ主權者としてあつた。 たであらうからである。 クリス 70 たといはれる。 アル ル にはヅア ば哲學思想がさうであつたやうに殖民地 そこはイ カの る カエウス(Alcaeus)と、 には ij は 殊にカロンダスの法を奉するものとしては Naxos, Zancle, Mylae, 住 =1 レウコス(Zaloucus)が、 オ 酌 n 0 ニア人、 しろ絕對的 民は諸方か き氣運に促された。 ゴ み スやアテナ ならずこの法は のみならず殖民地 たのはさらに後代に属するといは F 等の諸都市 ーリア人、 なる强制を必要としたからである。 ら來集し テオグニス(Theozuis)とによつて代表された貴族とに歸 イの ミテ ドラ ď 70 コ イオニア人のカタナにはカドンダス(Charondus)が、 アカイア人 人々 **通説によつても成文法の** ス から V = 0 あつた。 Ì に於ては法令 島やカ K ンなどは餘りにも有名であら ネのピッ よっ に於ては慣習や前例 パ 7 ッ 等の なり、 ٦,\* 1 ŋ =1 丰 IJ は初 種々なる ァ イの ねばならない。 × 前二者の法律はギリシアに於ける最 め ö 櫒 Ø か 25-如き混合した人種 Ž; \_\_\_ 起 なる ら强 次にこのことは 才 TIJ 人種によつて に束縛せられ 源 ス Mazaka 風習や Ø 制 かご 節で ァ 50 方に 1) L 心彩 か あ ス ヘシ しへ \_1 テ にも及んだっ l) 孰 1) 0 殖民せら 殊 ることなく自 1 によって Himora (以上 殖 オ シ ン デ に西 瓦 的で ŀ, オ ト人のピイ K. 方 ス 分た ある ķι 관 かこ 10 0 r ス 细 小 Ċ 殖 6 ļ 0 ۲, 時 噩 る 力 民 Ìί ح K n

п ラウスは却つてテーバイの鶯に法を編んだ、そしてコリント人 自らは Phoidon によつて法を與へられたと傳へら

れてゐる。

貴族となつた人である。 70 てもドラコンは六二一年テスモテーテとして選ばれ、ソロンも ôcallarcing としてアルコンに選ばれ であつた。 て最善とした (Pol. IV. 12. 1296 a)。 ものであつたといふ。 M. 法者は社 **傳説によればヅアレ** 合の種 々たる階級に見出されるのであるが殊に中産階級から出た人が多く、 彼は法の選定のために十年間都市の最高主權者(aloumintrs)として選はれた。アテ ピツクコスは彼自らは貴族ではないが、タイラントのペンテイルスの女を娶ることによつて ウコ スの法は彼が貧しき羊飼ひであつたときアテナの神からして夢に托 貴族は却つて自己の旣得權を失ふ恐れがあるところからして成文法 プリス トラレ 70 して與へられ スるそれ ナ には 1 反對 を以

また法律を改變することは容易なら囚業である。それは第一に神に源して居り神によつて絶えず見守られてさへも居 以 る て法を新しくする必要に迫られたこともあつたであらう。 ディアの法律をも研究したといはれる (Plut. Lyourgus IV)。 しかしそれと 6 Ø 上は從來の成定法とは何らか異つたものを含んでゐなければならない。政治的または社會的なる新しき情勢によつ 學んだとい みでなく、 からである。 初 期の法律はいふまでもなく古き傳説と習俗とによるところが多かつたから立法者はその はれ、 他國 ヅエウスはクレタの法律の責任者として有名である。 の制度をできるだけ プ ル Ŋ ル =1 スによればリコルゴスもクレタ、 調査する必要があつた。 カロンダスはかくして多くの新しい法規を作つた。 ヅアレウコ エヂプトを初め恐らくはリビア、 п クリスでは法律を變革せんとする人は首に綱 スは 同時に茍くもそれが新しき立法である 共の法律をス 國 パルタ及びアテナイか の風俗習慣を知悉する イベリア、 しかし イン

ĩĮî

関家の成立

新しき法 ば 證據として 律でしか をかけて一千人の議員の前でその理由を開陳しなければならなかつた、 立ちどころに首を織らねばならなかつたと像へられてゐる。二百年の長き年月をへて變へられたのはたゞ一つの法 律 なか に對する軽低 を設 吸々語られ ったとそとでは傳へられてゐる。 定しても大した利益のない だ (Antiphon V. 14)。 の念を登ひ、 その結果は選法の精神を失は 埸 合にはむしろ古いまゝに殘し置くべきであると考へた、 ァ 法律が古く不變であることはそれがすぐれて正 ij ż トテ V ス は法律が長い しめるに到るからである(Pol. II. さうして若し議合が不幸にして彼に反對すれ ĪΠ 變化なしに止ることには反 しきもので ço 朝令若改 一對で あ ることの は あ 人 る z かこ

ヅ ば次の如きものもあつた、 ΙΠ う。 ス シ ァ 0 ラ 法 あ あつたといはれ ク カ を冠として公舎の席 るの ゥ +)-制定せられ 0 ンダス \_1 デ を見てもわ 0 イ 0 法 才 令によれ Ž. 法令もそれに劣らず峻巌であつたことは、刀を帶びて議會に出入する人は死刑 るや刑罰 る。 V ス カン るで ドラコンの法令が墨によつてではなく、 K 脱走者は女の衣をまとつて 三日間 ば 上に現はれざるべからずなど。 はもはや主權者の意志に放任せられ得ぬこととなつた。 つ 簽通 V あら 7 50 一者は目 も同 様 さうしてカ を刳 な 新 つて肯にせらるべ があるところを見ると彼の法令も П ン Ĭ スは自らこの法 ァ きであつたとい \_i" 血をもつて 書かれたと いはれるのも ラーに 律を破 立たざるべからず、追從者は 5 چکہ か な 70 一般にこの時代の しかしカ b ため自殺 10 辛 v Ъ П L のであ たと傳 ン Ť 10 煺 ス 刑 0 0 世 5 御 法 70 5 罰 此 柳 律 で るとい 意味であら K あらう。 7 T る Ъ ふ條

に交渉するも 半 アに於ては未だ民法とか のと我 々と関 家との關係を規定するものとの二つとしたといはれ 刑 法とか其の 他 0 配 別 rt. なか っつた。 デ モ ス テ 示 るがそれ ス な 法 律 が何を意味す を 種 に分つ るか て 污 崩 我 かでな z から  $T_{L}$ 

n か カ に於けるそれ ふことであるから自殺に關する法律はカ つ ル アリ た キデイア人の市でありアリストテ 0 がもとより は ス 殺 ŀ 人 がプリストテレ デ が v 私人的のことであつて國家の干渉すべ ス 學問 17 ľ 的 北 根據の ば ミン スによつて残されてゐるのみである(Pol. 126g a)、 あるものではな ŀ ス 0  $\nu$ ヒッ п ス によれば凡てカルキディアの都市はカロンダスの法律を採用してゐたと ングスの中にあつたことになる。 ポグマスは法律を三つとし、 S 不 き事柄では 思議なことには殺人に關する法律が ないと考 殿打と侵害と殺人とに分つたといふ(Pcl しかし一般にそれが取  $\sim$ 6 れたためであつた ところがイタリ 多く傳 かもし 10 扱 あ 5 は る れず、 る」ことの少 ñ キ ない。 \_\_\_ ~ 二 そ は

者と個 を対象 同 K よつて國家となり得るからである。 0 0 よつては成立し得ぬといはれたのも此の意味に於ていあつた。 との關係に於て成立するものでなければならぬ。 阚 一時に國家として存在するものでなければならぬ。 我 かこ 般者にあるとい 家として成立すべき要因を明か 法 たら かご 律 人との、 以 0 中 Ť に於 で 占顶 る 政治するものとせらるるもの もの Vてギリ つたのもこの意味であつた。 な が法で る つとなつ シ あるといふととは認めら ブ 初 期 カート た にせんが 0 行政機構に 0 ラ は ドラ ンジは都 との關係であるべ ためであつた。 = うい 兴 ン リス それは單なる個人の集團ではなく一般的なるものと個 市の 國家に於て一般的なるものは法であり都市は法治的 0 7 礼 法 てよい 必要以上に多くをのべ は個人から家族に、 成立を導ら宗教に求める 命に於て 光 ŋ きであるからである。 であらう。 法とは個人の集闘を國家的統一たらしむるところの ス いあつた。 とは都市 國家とは 家族から氏族に單に分量を増大すること 國家である、 たのはそれによつて都市 が法の たゞ人と人との關 都市 根 源 それは單なる都市では 國家の罪 は 神 スに 位 ある 係で かご 個 で かご 汌 人にで IJ. にせよ都 あることに r) 的 から たく一般 て一つ な る は な 市

都

市國家の成立

た な 人間 1I のである。 宗 Ø 生活 善く集 敎 的 なる統 がたど生きることにではなく、 恰も自然の事物が一定の法則によつて物體をなすやうに人間 3 るととろに見出されね K よるのでもある が就 ば 善く生きることにあるやうに、 H なら よき法に ない。 さうして人間がよく集闘することは勿論經濟的なる厚生 よつて可 能 なのである。 都市の生活もたゞ人々の集るところにで は法によつて國體を形成し得るのである。 法とは 人々を図結せしめそれ に於て人 K 냜 は

を生存せ

L

むるところのもので

あるに外

なら

ฆิ

からで

ある。

とす ば我 むる ならぬ。 な 6 4 Ъ 民主政治に於ける市民は必しも寡頭政治に於ての市民では 第三卷一章 そ **Ъ**> のであるとは る市民 Ъ TI 都 3 の か は 國 先づ しろ不定 ポリスの性格を明かにするものは市民の資格であるが市民とは何であるか。 家を成 TI に携 K は嚴密なる意味に於てのそれであり、 5 住 第 いへ また んで は 五章に於て次の如く論じてゐる。 立せしむるもの な り公職に K る職 な 市 ねて差支へ は偶然的 V 民とは 務 とい なせならこれらのことは契約によつて所有し得るものであるからであ つい な仕 或處に住 ない つた方がよいであらう。 は單に自然的 てゐるとい 方に於て市 からである。 んで わ ふことに るか 民の名を得せ なる人間 それに對しては如何なる例外も許されぬものであり、 また市民 6 市民とは誰れであるかとい त्ति 見出されるもので 民と でなく法によつて集團せしめられた市民または國民でなけれ た 2 図 たるの しめた とは出訴 ないであらう。 家の合議的法律的行政機構にあづか で Ъ は 0 Ļ かゝ な ある。 告訴 ら離 V と答 L 뀬 礼 かしこれらの市民をそれに於て存在せ ふ問題は種 但し 5 て四 丸 ね この公務 的 ることの外に ば アリ たら にそ 々に答 n Ź Ŋ いが何でき トテ がこ 何で な る。 ぜ 得 何  $\nu$ ある ある の權 たら られ スは つてゐる人々をそ 我 か その か 利 興 るであら ス 一政 は 0 を 邦 を問 特 定義せ 限 人 性 持 淀 B دکی し得 は 奴隷 な 70 0 ば 何 h な 6

ъ П Ъ 5 V 0 例 礼 才 都 市 民名簿の中に記入したからである。 ナこ ば の市 テ イ 力 Ø で V = 民とよぶのである。 ステ あり、 0 ゴ ネスの場合の如く革命の後に市民を作つた人にとつては不都合である。 ル ギアス ラ IJ ツ は 1)-Ø 彼自らも苦んで しかし質際に於ては市民とは īlī 比はその この場合それが誰れであるかがではなく、 Tİ を作っ るたところから<br />
半ば皮肉に、 た 人 々に との よつて作 函親が市民でありまたはあつた人々の子 られ 「セメン たも 0 で その人が市民であるべ ŀ ある はセメント製造業者によつて 彼は多くの外國 といつた。 L か きか 人や しとの 奴隷 否 ح か 造 から

間

題

であり、

さうしてさうであるべきでない人は卽ち正しからぬ人であつたのである。

夫 0 は ならぬであらう。 の共同目 水 とのことは支配者の德が必しも市民のそれと一致しないことによつても知られるのである、それがヤー 造に關聯したものでなければならぬ。 先案内であり或は看守人である如く市民も亦種 れでは善き市民は善き人と同一であるか否か。 的であるやうに 水夫がさうである如く市民は市の一員であり、 市民に · 共通 なることは協同體のよりよき運用 よき市民の徳はそれ故に必しもよき人の徳と同一であるとはい それを問ふ前に我 々なる任務をもつてゐ 水夫が 々は先づ市民の一般的なる德を考察しなけれ とい 種々なる職務をもち、 る。 ふことにある。 L か しこれらの īij 退 相 0 漟 道徳は に拘 或は舵手 6 ソン(Jason) との Ť ゼ な 航 協 あ 海 ŋ 同 が 體 或 ば 水

る人にして初めてよき市民たることが出來る。 を賢しとする。 を送ることに 一和、 はテイラニ は 否 堪 30 得 しろ從 スでなかつたときは飢を感じた」といはしめたところのものであつただらう。 なかつたのである。 ふことを知ら ર્ય્ર しかしそれと同時に人は支配することと同時に支配せらるゝことを知 人は善き文配者となり得ぬとい **善き人の徳は支配することでありよき市民の徳は支配すると共によく** ふことも真であるであ 650 彼は 私 ĪĀ 人的生活 寄を るの

都市國家の成立

る。

以

-

は

īlī

10

-g-

る

ブ

1)

ス

ኑ

テ

V

ス

る。

さうし

T

ポリ

ス

にとつてこれ

碓

ス

は

支配 やうに、 者は同 民とな を造る人と笛を吹く人とはそれぞれ異りたる天分によるのであるが音樂の世界はこの二者によつて初めて完きを得 は で 學 もよき市 を 0 順 は支配 な 知 命 : خ ふことに く兩 支配 的 6 10 一の事 從 K め る きことは ポ 生 者を 民で 60 こと することを知つて し被支配 ふことによつて、 み リスの世界もたゞ之を支配する人によつてのみでなく之に順ふ人々によつて初めて完成せられ得るのであ あると考へ、 はあ つ 知るところにあるので 柄 は文字通りに奴隷である。 がゞ け できるので 必 ではない 的 b 6 I b れ 得ない。 なる人々は從順 7 同 が、 る との點 ---であり 顺 るでもあらう。 ま あ よき市民は雨者を共に知つてゐなければならない。 た步 よき市民はこの兩者に通達するところに見出され、 る。 ふことを からして二者を區別することは誤りであるとは 兵の 得 0 心であれ ある。 み ない 知ら なすべ な 自 が、 らず支配者は支配することを順 勿論 ばよい。 L 由人はとの二つ γŽ もの 少くとも支配することと共によく順 か きことは しそれ 人々 は悪しき意味の たゞよき市民 は性情とテンペラメン は 步兵將軍 或 人が 0 間 男 にありこの二つに共にあづからね 0 は必ずこの雨者を具備してゐ 性 テ 命 イ 令 であり或 ラ K 從順 = ふととによつて學ぶ、 スで トによつて或はより支配 人が な ぁ V ることに 女性 よき市民を作るものはこの一つをで ŋ 一方のみを知る人はよき人であつて ふことを知る な 的 順 Vo によって 7 ふことを あ 支配, る なけれ のと同じく支配 Ō 騎兵の 人に する人とさるる人と ば 知つて支配す み なら 的 學 して ば 任 K Œ な 初 な 知 猞 或は 6 は 5 騎馬 な てよき市 n より 的 との二 ること る やう な 被 疳 る る

他 に見出すこと 九 が 關 で きぬ であらう。 人間 O が市 考察であ 比となるの はポ リスに於てである Ø 成 77. が、 人間に於てそれが ほど明 たる把 成 立す 挥 るの 银 は決

といはれなければならない。(未完)

形式化せられたものが卽ち法である。法によつて支配し支配せられるところに都市國家が初めて成立し得るのである

かに語られてゐる。都市は人間の集團であるが都市國家は市民の德によつてのみ可能なのである。さうしてとの德の して地理的なる場所に於ていもなく、血緣的なる系譜によつていなく、たい市民の德によつていあることがそこに明